

# 11月は児童虐待防止月間です

## ■児童虐待とは

保護者や養育者が、育てているお子さん(18歳未満)に対して下記のような危害を加えたり、不適切な育て方をしたりすることをいいます。

- 身体的虐待 : 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる など
- 性的虐待 : 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる など
- ネグレクト : 家に閉じ込める、食事を与えない、不潔なままにする、自動車の中に放置する など
- 心理的虐待 : 言葉による暴力、無視する、きょうだい間での差別的取扱い、子どもの前で家族に対して暴力(暴言)を振るう(ドメスティックバイオレンス:DV) など

## ■虐待や体罰は百害あって一利なし

虐待や体罰は、子どもの成長や発達に悪影響を与えるということが報告されています。子育てにお悩みの方は、こども支援課にご相談ください。

## ■児童虐待(疑いを含む)を発見したら

虐待を受けている子どもはSOS、その保護者は何らかのサインを発していることがあります。地域の中で「虐待かも」と感じたら、迷わず以下の相談先に連絡をしましょう。通告者の名前など、秘密は守られます。

### ○子どもからのサイン

- あざ・きずが絶えない
- 極端に痩せていたり、衣類や体がいつも汚れている
- 繰り返し泣き声が聞こえる など

### ○保護者からのサイン

- 頻りに怒鳴り声が聞こえる
- いつもイライラした様子で子どもに暴力を振っている
- 幼い子どもを家に残したまま外出している様子がある など

## ■相談先

- こども支援課 ☎(42)8454 平日 午前8時30分～午後5時15分
- 越谷児童相談所 ☎048(975)4152 平日 午前8時30分～午後6時15分
- <夜間休日の際> 児童相談所全国共通ダイヤル 189(いちばやく)
- <命の危険性があるなど、緊急性が高い場合> 幸手警察署 ☎(42)0110

## 交通安全ポスターコンクール入賞者

幸手市PTA連合会では、市内小中学生を対象に、「交通安全ポスターコンクール」を行いました。  
特選・金賞を受賞した作品をご紹介します。(敬称略)

問合せ 幸手市PTA連合会事務局 ☎(40)1289



金賞 中学生の部  
日下部芽生(東中学校2年)



金賞 小学校高学年の部  
山崎悠貴(吉田小学校4年)



特選  
菅野梨々華  
(八代小学校6年)



金賞 小学校低学年の部  
アンダーセン米亮(長倉小学校1年)

## 公共下水道に

### 異物は流さない

わたしたちの、豊かな水環境を保全するためにも…

川の汚れの約8割が、生活で使用した水が原因といわれています。使用した水を処理場に集め、科学的・衛生的に処理し、きれいで安全な水にして川や海に戻すのが下水道の役目です。

下水道管の詰まりや、汚水中継ポンプ場への異物流入が増加しています。

下水道管や排水設備が詰まったときの修理には、時間と費用がかかります。また、汚水中継ポンプ場の機械にも負担をかけ、時には損傷を与えてしまいます。より安心して使用するために、つぎのことに注意してください。

#### ①食用油や野菜くず

油は下水道管に流れ込むと冷えて固まり、詰まりの原因になります。

#### ②トイレトーパー以外の紙

ティッシュペーパー、紙おむつ、脱脂綿などは水に溶けないため、詰まりの原因になります。トイレではトイレトーパー以外の紙は使わないでください。

また、タバコの吸い殻、ガム

なども絶対に流さないでください。

#### ③髪の毛

髪の毛など糸状のものは、下水道管のつなぎ目に引っ掛かり、ほかの汚物と絡んだりして詰まりの原因になります。排水口に目皿などをおいて、髪の毛が流れないようにしてください。

#### ④雨水

市が整備している公共下水道は「分流式」と言い、汚水のみを処理できるようになっていました。雨水の流入で、汚水が逆流してトイレなどが使用できなくなったり、マンホールから汚水が溢れ出すこともあります。汚水マスのふたが壊れている場合は、早急に修理をお願いします。

配管に誤りがある場合は、至急改善してください。

・故意に雨水を流入させた場合、罰せられることがあります。  
公共下水道に  
早期接続を

## 悪質業者に ご注意ください

市内で宅地内排水設備の点検・清掃が義務付けられているような内容で、清掃などを請け負う業者が見受けられます。各家庭の排水設備の点検・清掃は、個人の責任で行うものであり、義務付けられたものではありませんので、ご注意ください。  
問合せ 下水道課 ☎(47)3340・☎(48)0120

## 人間ドック・脳ドック検査費用の一部助成

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線144

- 対象** 受診日時点でつぎの要件のいずれかに該当し、助成申請時において保険税(料)に未納がない人
  - ・満35歳以上の国民健康保険被保険者
  - ・後期高齢者医療被保険者
- 助成額** 上限2万7000円/1人  
※人間ドック・脳ドックのいずれか1回のみ助成で、検査費用が上限に満たない場合は、その額を助成。  
※後期高齢者医療被保険者は、同年度内に幸手市国民健康保険で、この助成を受けていない人。
- 申込み** 医療機関から検査結果を受領後、保険年金課窓口で申請
- 申請期間** 検査機関に検査費用を支払った日の属する年度内
- 持ち物** ①人間ドック等助成金交付申請書、②被保険者証、③検査費用の領収書(検診を受けた人あてのもの)、④検査結果(写しを取り、原本は返却します)、⑤振込先の預・貯金通帳  
※①は市ホームページまたは窓口で取得できます。

※人間ドックとは、特定健康診査における健診項目をすべて含むものをいいます。  
※脳ドックとは、磁気共鳴映像(MRI)、磁気共鳴血管撮影(MRA)などの画像診断を行うものをいいます。  
※検査結果に応じて、「保健指導」をご案内します。

特定健診・高齢者健診を受診した場合、人間ドックの検査費用助成申請はできません。また、人間ドック検査費用助成金支給後に特定健診・高齢者健診を受診が判明した場合、支給した助成金を返還していただきます。  
なお、同年度内に、【脳ドックの一部助成】と【特定健診・高齢者健診】を受けることは可能です。